

広島県環境影響評価技術指針（抜粋）

別表第十一 太陽電池発電所事業に係る参考項目

環境影響要因の区分	工事の実施				環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
	建設機械の稼働	資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行	切土工等及び発電施設等の設置	地形改変後の土地及び施設等の存在	大気環境	水環境	
粉じん等	○				大気質		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
騒音	○				騒音		
振動	○				振動		
土砂による水の濁り			○	○	水質	水環境	土壌に係る環境その他の環境
重要な地形及び地質			○		地形及び地質		
土地の安定性			○		地盤		
反射光			○		その他		動物
重要な種及び注目すべき生息地			○				
重要な種及び群落			○				
地域を特徴づける生態系			○			生態系	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			○			景観	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○				人と自然との触れ合いの活動の場	
建設工事に伴う副産物			○			廃棄物等	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

備考
 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 二 この表における「環境影響要因の区分」は、次に掲げる太陽電池発電所事業の内容を踏まえて区分したものである。
 1 建設機械を用いて、造成工事及び発電施設等の設置の工事を行う。
 2 工事の実施に伴う資材、機械及び副産物の運搬は車両により行う。
 3 工事の完了後、当該事業による発電施設等が存在し、かつ、当該発電施設において発電を行う。
 四 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。
 別表第一の備考第三号から第九号までの規定は、この表において準用する。

別表第四十 太陽電池発電所事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	環境影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
粉じん等	建設機械の稼働	別表第三十中粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
騒音	建設機械の稼働	別表第三十中騒音の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
振動	建設機械の稼働	別表第三十中振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
土砂による水の濁り	切土工等及び発電施設等の設置	別表第三十中土砂による水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
重要な地形及び地質	地形改変後の土地の存在	別表第三十中重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
土地の安定性	地形改変後の土地の存在	<p>一 調査すべき情報 土地の安定性の状況 土地の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報</p> <p>二 予測の基本的な手法 土地の安定性について、表層土壌や地質の改変の程度を把握した上で</p>	

反射光	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落
地形改変後の土地の存在	切土工等及び発電施設等の設置	地形改変後の土地の存在
<p>一 調査すべき情報</p> <p>2.1 土地利用の状況</p> <p>2.2 地形の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>一 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>二 調査地点</p> <p>三 反射光の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>五 反射光の特性を踏まえ、前号の調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点を調査期間等</p> <p>六 反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>別表第三十中重要な種及び注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地点</p> <p>四 調査地点</p> <p>五 調査時期等</p> <p>六 土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p>
<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>二 事例の引用又は解析</p> <p>三 調査地域のうち、反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けると認められる地域</p> <p>四 予測地点</p> <p>五 反射光の特性を踏まえて予測地域における反射光に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>六 予測対象時期等</p> <p>七 反射光の特性を踏まえて、反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 斜面安定解析等の土質工学的な手法</p> <p>二 予測地点</p> <p>三 調査地域のうち、土地の特性を踏まえて土地の安定性に係る環境影響を受けると認められる地域</p> <p>四 予測地点</p> <p>五 土地の特性を踏まえて予測地域における土地の安定性に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>六 予測対象時期等</p> <p>七 土地の特性を踏まえて、土地の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	

備考 別表第一の備考第三号から第九号まで及び別表第十一備考第三号の規定は、この表において準用する。	建設工事に伴う副産物の設置		切土工等及び発電施設等の設置	切土工等及び発電施設等の設置	地域を特徴づける生態系
	地形改変後の土地及び施設の存在	地形改変後の土地及び施設の存在	地形改変後の土地及び施設の存在	地形改変後の土地及び施設の存在	地形改変後の土地及び施設の存在
別表第三十中建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		別表第三十中建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		別表第三十中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	別表第三十中地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場の存在		建設機械の稼働		地形改変後の土地及び施設の存在	主要な眺望望点及び景観資源並びに主要な眺望景観